

## 丸亀ブランド認定「丸亀セレクション」制度の創設について

### 1. 目的

丸亀市で製造、加工された物又は生産された農林水産物で将来性及び市場性のあるものについて、「丸亀ブランド」として認定（「丸亀セレクション」という。）することにより、その認知度を高め、販路拡大と地域産業の活性化につなげる。

### 2. 認定の対象・基準

市内の事業所で製造、加工された物又は生産された農林水産物とする。  
別紙認定基準のとおり。

### 3. 申請者の要件

次のすべてに該当する者とする。

- ・市内で事業を営む個人若しくは市内に事業所を置く法人又はそれらの者で構成された生産者グループ若しくは団体であること。
- ・個人である場合は当該個人が、法人又は団体である場合は当該法人、団体及び代表者が本市の市税を滞納していないこと。
- ・暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

### 4. 認定の審査・決定

市長は、丸亀市産業振興推進会議（年2回開催）から意見を徴し、適否を審査し、認定基準に適合すると認められた時は、申請者に対し「丸亀ブランド認定書」を交付し、「丸亀ブランド認定マーク」を付与する。

※現在丸亀ブランド認定マークを製作中

### 5. 認定の有効期限等

認定の有効期限は認定をした日から3年を経過した日の属する月の月末までとする。（更新可）  
認定者は、毎年度終了後5月末までに認定品の販売状況等の実績報告書を提出する。

### 6. 事業開始

丸亀ブランド認定要綱を制定して令和6年4月1日から実施する。

(認定基準：製造、加工された物)

区分	基準
信頼性	安全で環境に配慮された生産又は製造を行っており、統一した品質の維持及び向上のための取組がなされていること。
地域性	歴史的背景又は生産過程において、丸亀市のイメージ向上につながるストーリー性があること。
独自性	商品の外観、パッケージ等のデザインが優れており、独創性、実用性等の面において優れていること。
将来性	商品が、魅力ある要素を有しており、今後の安定的な販売が見込めること。

(認定基準：農林水産物)

区分	基準
信頼性	農林水産物の生産方法等において、伝統的技術を保持して、又は先進的技術、独自技術を取入れ、品質の維持及び向上のための取組みがなされていること。
地域性	歴史的背景又は生産方法等において、丸亀市のイメージ向上につながるストーリー性等があること。
将来性	農林水産物が、魅力ある要素を有しており、今後の安定的な販売が見込めること。

(丸亀ブランド認定マーク)

作成中